

公立病院改革プランの概要

団 体 名	新潟県						
プ ラ ン の 名 称	新潟県立魚沼基幹病院改革プラン						
策 定 日	平成	21年	9月	30日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	25年度		
病院の現状	病 院 名	新潟県立魚沼基幹病院					
	所 在 地	南魚沼市浦佐4115番地ほか					
	病 床 数	一般病床 400床 精神病床 50床 感染症病床 4床 合計 454床					
	診 療 科 目	総合診療、内(循環器内、消内、呼内等)、神内、精、小児、外、心外、呼外、脳外、整外、泌尿器、皮膚、産婦、眼、耳鼻、放、リハ、麻酔、歯外					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>地域、患者、スタッフから信頼される病院を目指し、次の役割を果たしていく。</p> <p>(1)魚沼地域の魅力ある特色を活かして、豊かな人格を育み、プライマリー・ケアの診療能力を身につけた地域医療の担い手を育成することで、魚沼地域の地域医療を支えるとともに、医師や看護師の集まるマグネットホスピタルとして、新潟県の地域医療の充実、質の向上に寄与する。</p> <p>(2)魚沼地域に住む人が、将来に希望の持てる魅力ある環境を創るため、基幹病院をまちづくりの核となる病院として整備するとともに、医療福祉産業、食品産業等の医療関連産業の集積を目指し、魚沼地域住民の健康寿命の延伸や、地域産業の活性化、交流人口・定住人口の増加を実現する。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>本病院は、指定管理者制度による利用料金制により運営することとしている。このことから、病院事業会計では起債償還及び新規投資が主たる支出となる。一般会計からの繰入額は、資金不足を起こさないように、指定管理者から納付される分担金と起債償還額との差額とする。なお、指定管理者からの分担金の水準は今後検討する。</p> <p>また、高度医療、周産期医療等の不採算経費については、一般会計から繰入を行い、同額を指定管理者に交付する予定である。</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率						
	職員給与費比率						
	病床利用率						
		平成27年度開院予定のため該当事項なし					
上記目標数値設定の考え方	(経常黒字化の目標年度： 年度)						

				団体名 (病院名)	新潟県 (新潟県立魚沼基幹病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考	
	平成27年度開院予定のため該当事項なし						
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<p>本病院は、県立民営として設立する予定である。病院経営に当たっては、民間の経営ノウハウを活用した効果的・効率的運営を行う。 地域、患者、スタッフから信頼され、利用しやすい病院を目指して経営を行う。</p>				
		事業規模・形態の見直し	<p>本病院は新設病院であるが、その設立に当たり、県と地元自治体との役割分担を行い、関連3病院(県立小出病院、県立六日町病院、南魚沼市立ゆきぐに大和病院)の再編を行い設立するものである。事業規模については、魚沼地域において本病院が果たすべき役割を踏まえ、あるべき事業規模・形態を決定した。</p>				
		経費削減・抑制対策	<p>周辺病院等との明確な役割分担の下で、病病連携、病診連携を行い、地域全体でよりよい医療を提供していく。これを実現することにより、地域内での施設・器械等の重複投資を避けることが可能となり、器械等の高稼働率を確保しながら経費の低減を図る。</p>				
		収入増加・確保対策	<p>医師を始めとした医療関係者にとって働き甲斐のある勤務環境を整備することにより、医療スタッフの確保・充実を図る。充実したスタッフによる高度医療の提供を行い、圏域外からの患者を誘致し、収入確保を目指す。 基幹病院と周辺病院の役割分担に応じた適切な医療体制を構築し、患者からの信頼を得ることにより、選ばれる病院となることを目指し、収入を確保する。</p>				
		その他	<p>本病院には、全国から地域医療を志す若い医師や優秀な研究医が集まるよう、研修プログラムや研究環境などに特色を持たせることにより、医師の集まるマグネットホスピタルを実現させるなど、地域医療の充実と質の向上に寄与する機能を持たせる。これらを実現することにより、地域からの大きな信頼が寄せられる病院となる。</p>				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	18年度	未開設	19年度	未開設	20年度	未開設
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	新設病院のため、見直し・増改築計画なし					

団体名
(病院名)

新潟県
(新潟県立魚沼基幹病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	<p>< 県立病院 > 小出病院(383床)、六日町病院(199床)、十日町病院(275床)、松代病院(55床) < 市町村立病院 > 南魚沼市立ゆきぐに大和病院(199床)、魚沼市立堀之内病院(84床)、湯沢町立湯沢病院(90床)、津南町立津南病院(114床)</p>			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	<p>本病院は、高度・専門的な医療を担うとともに、圏域内の地域医療支援病院として設置される予定である。病院の機能として、高額医療機器の共同利用、開放型病床の整備及び医療従事者の研修について検討するものとされている。</p>			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議の体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<p>< 時期 > 平成27年度完成</p>	<p>< 内容 > 魚沼圏域の公立病院を再編・ネットワーク化を行い、それぞれ病院の役割分担を明確化することにより、地域に不足する高度医療を確保する。魚沼圏域内の県立小出病院(383床)、県立六日町病院(199床)、南魚沼市立ゆきぐに大和病院(199床)を再編し、高度医療を担う県立魚沼基幹病院(454床)を新設する。再編対象となる病院は、それぞれ地域医療を担う市立の拠点病院とする。 本病院は、再編・ネットワーク化計画に基づいて設置される、高度医療を担う病院である。基幹病院と周辺病院の役割分担を明確にし、連携を図ることにより、地域全体の医療水準の向上、持続可能な医療提供体制の構築を目指す。</p>		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議の体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<p>< 時期 > 新設病院 平成27年度開院予定</p>	<p>< 内容 > 開院当初から公設民営とする。 指定管理者制度(利用料金制)を採用し、指定管理者の経営の自由度を確保する。</p>		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<p>平成27年度開院までは、病院建設期間中であることから、県内医療関係者等で構成する建設委員会(平成21年10月以降に設置予定)委員からの助言等を基に、よりよい病院を目指すものとする。開院後の点検・評価については、今後検討する。</p>			
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	<p>開院までは必要に応じ点検、公表を行う。開院後については今後検討する。</p>			
その他特記事項					

(別紙)

団体名 (病院名)	新潟県 (新潟県立魚沼基幹病院)
--------------	---------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a						
	(1) 料 金 収 入						
	(2) そ の 他						
	うち他会計負担金	平成27年度開院予定のため該当事項なし					
入	2. 医 業 外 収 益						
	(1) 他会計負担金・補助金						
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他						
	経 常 収 益 (A)						
支	1. 医 業 費 用 b						
	(1) 職 員 給 与 費 c						
	(2) 材 料 費						
	(3) 経 費						
	(4) 減 価 償 却 費						
	(5) そ の 他						
	2. 医 業 外 費 用						
	(1) 支 払 利 息						
	(2) そ の 他						
		経 常 費 用 (B)					
	経 常 損 益 (A)-(B) (C)						
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)						
	純 損 益 (C)+(F)						
	累 積 欠 損 金 (G)						
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)						
	流 動 負 債 (イ)						
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引不良債務 (オ)							
	[(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]						
	単 年 度 資 金 不 足 額 (※)						
	経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$						
	不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$						
	医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$						
	職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$						
	地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)						
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$						
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率						
	病 床 利 用 率						

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企業債				29	112	1,500
	2. 他会計出資金				4	5	8
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)				33	117	1,508
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-{(b)+(c)} (A)							
支 出	1. 建設改良費				33	117	1,508
	2. 企業債償還金						
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)						
差引不足額 (B)-(A) (C)				0	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)				0	0	0	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)				0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)				0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支	()	()	()	() 0	() 0	() 0
資本的収支	()	()	()	(2,231) 4,463	(2,697) 5,394	(3,890) 7,781
合計	()	()	()	(2,231) 4,463	(2,697) 5,394	(3,890) 7,781

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。